

第10期直方市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画 策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、第10期直方市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定支援業務を委託する事業者として最も適した者（以下「最優秀提案者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2 業務の概要

- (1) 業務名称
第10期直方市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定支援業務委託
- (2) 業務内容
別紙「第10期直方市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 業務委託期間
業務履行機関：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
準備期間：契約締結日から令和8年3月31日まで
※ただし、準備期間における委託料の支払いは発生しないものとする。

3 提案上限額

- 4,070,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- ※限度額を超えた見積価格の提案は、無効とする。
- ※契約締結後の金額の増額は一切認めないものとする。

4 選定方法

条件付き公募型プロポーザル方式

5 参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。なお、複数の事業者による共同提案は認めない。

- (1) 直方市の令和7年度物品・役務等入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 直方市物品等供給業者の指名停止等措置要綱（平成30年3月29日告示第62号）に基づく指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 市区町村又は広域連合の第9期介護保険事業計画策定支援業務（調査のみの業務を除く。）及び令和6年度から令和8年度までを計画期間とする高齢者保健福祉計画の受託実績があること。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、また民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされて

ないこと。

- (7) 法人等の代表者等(非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者)が、次の事項に該当しないこと。
- ① 代表者等が暴力団(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げるもの。以下同様)関係者である場合。
 - ② 代表者等が暴力団関係者を使用した場合。
 - ③ 代表者等が暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えた場合。
 - ④ 代表者等が暴力団関係者と交際等を有している場合。

6 実施スケジュール

内 容	期間等
公募期間	令和7年12月16日(火)から 令和8年1月9日(金)まで
質問受付期間	令和7年12月16日(火)から 令和7年12月26日(金)午後5時まで
質問回答期限	令和8年1月8日(木)
企画提案書等の提出期限	令和8年1月22日(木)午後5時まで
一次審査(書類審査)	令和8年1月27日(火)
一次審査結果通知	令和8年1月28日(水)午後5時まで
二次審査(プレゼンテーション審査)	令和8年2月4日(水)
選定結果通知	令和8年2月6日(金)

7 事前説明会

事前説明会は開催しない。質問等がある場合は、質問受付期間内に質問票(様式7)を提出すること。

8 参加意思表明書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加意思表明書等の関係書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加意思表明書(様式1)
- ② 会社概要書(様式2)
- ③ 誓約書兼承諾書(様式3)
- ④ 実績調書(様式4) ※市区町村又は広域連合の第9期介護保険事業計画策定支援業務(調査のみの業務を除く。)及び令和6~8年度を計画期間とする高齢者保健福祉計画の受託実績を証する書類を添付すること。

- (2) 提出期限 令和8年1月9日（金）午後5時
- (3) 提出先 「21 問い合わせ先（担当部署）」に同じ。
- (4) 提出方法 電子メール（PDF形式）にて送信し、送信後は電話で受信確認を行うこと。電子メールの件名は、「計画策定支援業務委託参加表明」とする。

9 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類及び提出部数
 - ① 企画提案書（任意様式）・・・10部（正本1部、副本9部）
 - ② 見積書（様式5）及び見積内訳書（任意様式）・・・1部

※見積金額の記載はアラビア数字を用い、「¥」マークを付すこと。
- (2) 提出期限 令和8年1月22日（木）午後5時（必着）
- (3) 提出先 「21 問い合わせ先（担当部署）」に同じ。
- (4) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留とすること。）
※持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時までに行うこと。
- (5) 疑義照会
提出された企画提案書等の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて当市から疑義事項の照会を行うことがある。

10 参加辞退

参加意思表明書の提出後に辞退する場合は、令和8年1月21日（水）午後5時までに、辞退届（様式6）を電子メールで提出すること。送信後は「21 問い合わせ先（担当部署）」に電話で受信確認を行うこと。ただし、企画提案書等提出後の辞退はできないものとする。なお、参加辞退により、以後、事業者が不利益な扱いを受けることはない。

11 質問の受付

本業務に関し質問がある場合は、次のとおり質問票（様式7）により提出すること。電話又は口頭による質問は受け付けない。

- (1) 提出期限 令和7年12月26日（金）午後5時
- (2) 提出先 「21 問い合わせ先（担当部署）」に同じ。
- (3) 提出方法 質問票（様式7）に必要事項を記載の上、電子メールで提出すること。電子メールの件名は、「計画策定支援業務委託に関する質問」とする。
- (4) 回答方法

期限までに受付したすべての質問について、参加意思表明書（様式1）を提出した全ての事業者へ、電子メールにより回答する。質問を行った事業者名は公表しない。なお、質問票（様式7）に対する回答は、本要領及び仕様書の追加又は修正として取扱うこととする。なお、回答期限を過ぎても電子メールが届かない場合は、「21 問い合わせ先（担当部署）」に電話で確認すること。

1 2 企画提案書作成要領及び作成上の留意事項

(1) 様式

- ① 企画提案書は「A4判・横書き・両面印刷・左綴じ」とする。図表等で必要な場合のみA3判を織り込んでも差し支えないが、A4判に折って綴じること。
- ② 提案書の表紙には、次の事項を記載すること
 - ア 提案書表題：「第10期直方市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定支援業務委託」に関する企画提案書
 - イ 提案者名
 - ウ 提出日
- ③ 提案書には各項目及びページ番号を記載し、1ページ目に目次（各項目の表示及び当該ページ番号）を記載すること。

(2) 企画提案書作成上の留意事項

- ① 「第10期直方市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定支援業務委託仕様書」の内容を反映した提案を行うこと。
- ② 別紙「評価基準」の評価項目ごとに具体的な提案を行うこと。
- ③ 提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔に、平易な表現を用いてわかりやすく記述すること。
- ④ プレゼンテーション時には公平性の確保のため、提案者の事業者名を伏せて審査を実施する。そのため、提案書表紙に記載する提案者名については、参加意思表明書到着後に当市が指定するプロポーザル用の名称を記載すること。また、事業者の名称や事業者が特定される情報（ロゴマーク等）を記載しないこと。

(3) 企画提案のための費用負担

本業務の企画提案に要する費用はすべて、事業者が負担すること。

(4) 企画提案書の取扱い

- ① 企画提案書等の著作権は作成者に帰属するが、当市が審査や報告等のために必要な範囲において、無償で使用できるものとする。
- ② 企画提案書等の提出後における内容の追加・変更や再提出は認めないものとする。
- ③ 提出された企画提案書等は、原則として返却しない。
- ④ 提出された企画提案書等は、提案者の営業上の秘密に該当する部分が含まれている可能性があることから、原則として公開しないものとするが、直方市情報公開条例（平成31年3月22日条例第3号）の規定に基づき、開示請求者に開示することがある。このため、企業秘密等、公開されることにより事業者が不利益を被るおそれのある情報は、極力含まないよう留意すること。

1 3 審査方法

(1) 一次審査（書類審査）

参加表明者が4者以上となった場合は、一次審査（書類審査）を行い、二次審査の対象者を3者選定するものとする。参加表明者が3者以下の場合は、一次審査は実施せず、二次審査のみ行う。一次審査は、「1 4 評価方法」に基づき「第10期直方市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定支援業務委託プロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」という。）が審査し、決定する。

- ① 一次審査の有無の連絡

一次審査を実施する場合は、令和8年1月23日（金）午後5時までに電話にて連絡する。なお、実施しない場合については、連絡を行わない。

② 実施日

令和8年1月27日（火）

③ 結果通知

令和8年1月28日（水）午後5時までに審査結果を一次審査通過者にのみ電話にて連絡する。後日、参加表明者全員に書面により通知する。

④ 審査内容に対する問い合わせ及び意義申し立て

参加希望者は一次審査の実施後、不知又は内容の不明を理由としての問い合わせ及び異議申し立てをすることはできない。非選定理由の説明を請求する場合には、「18 非選定理由の説明」に記載の方法によること。

（2）二次審査（プレゼンテーション審査）

プレゼンテーション審査を実施し、評価委員会が別紙「評価基準」に基づき審査・採点し、上位1者を選定する。日程等は下記のとおりとする。

① 実施日

令和8年2月4日（水）

② 実施場所

直方市役所5階 503会議室又は504会議室

③ 出席者

1提案者につき3名以内

④ 審査時間

・提案者からの提案説明時間：30分以内
・質疑応答時間：15分以内

⑤ 機器類の準備

プロジェクター及びスクリーン又は映写のための大型モニターは、当市が準備することとする。その他、必要な機器は提案者が準備すること。

⑥ その他

プレゼンテーションは企画提案書の項目順に行い、事業者の名称や事業者が特定される情報（ロゴマーク等）を使用及び口述しないこと。なお、プレゼンテーションの順番は企画提案書の提出順とする。

プレゼンテーション等に要した費用は提案事業者負担とする。

1.4 評価方法

- （1）提案書、プレゼンテーション及び見積価格の総合評価により行い、最も得点の高い事業者を受託候補者（最優秀提案者）として1者選定する。
- （2）評価項目及び評価項目ごとの配点は、別紙「評価基準」のとおりとする。
- （3）見積金額の評価は、得点=[配点]×（全提案中の最低見積価格÷当該提案者の見積価格）とする。（小数点以下第二位を四捨五入）
- （4）二次審査の参加者が1者の場合であっても、審査会を開催し、選定を行う。なお、合計得点が満点の60%を下回る場合は、その企画提案を採用せず、失格とする。
- （5）審査結果の合計得点が最も高い企画提案者が同点で複数あった場合には、これらの企画提案者についてのみ、審査項目の「提案内容」の得点の合計額が高い者を上位とする。当該合計点も同点の場合は、くじ引きにより受託候補者（最優秀提案者）を選定する。

1.5 審査結果の通知及び公表

- 選定結果については、審査結果は、次のとおり通知・公表する。
- (1) 選定結果については、各事業者に書面にて通知する。
 - (2) 委託候補者の名称を直方市ホームページにて公表する。

1.6 審査結果後における辞退

審査結果後において受託候補者（最優秀提案者）に選定された者が正当な理由なく協議又は契約を辞退する場合は、直方市物品等供給業者の指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の処分を行う場合がある。

1.7 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、当該参加事業者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

- (1) 「5 参加資格」を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 定められた提出方法、提出期限等の条件に適合していない場合
- (3) 記載された事項が提出条件に適合しない場合
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (5) 虚偽の内容が記載された場合
- (6) 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合
- (7) 「3 提案上限額」を超える見積金額が提案された場合

1.8 非選定理由の説明

一次審査及び二次審査の結果、非選定となった参加事業者は、以下のとおり非選定の理由の説明を市に請求できるものとする。

- (1) 非選定の理由は、参加事業者自身に関する事項のみを請求できることとし、他の参加事業者に関する事項を請求することはできないものとする。
- (2) 非選定の説明内容は、得点及びその順位とする。
- (3) 説明請求は書面でのみ受け付けるものとする。
- (4) 書面の提出期限は、令和8年2月20日（金）までとする。

1.9 契約手続き

契約は、以下のとおり行うものとする。

- (1) 契約内容については、提案された内容等を踏まえ、最優秀提案者と協議し、合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。
- (2) 協議は決定の通知をした後、速やかに行うものとする。
- (3) 協議の結果、受託候補者（最優秀提案者）と契約に至らなかった場合には、次点の提案事業者と契約を前提に協議を行うものとする。
- (4) その他やむを得ない事情が生じた場合には、協議の上、変更契約できるものとする。

20 その他・留意事項

- (1) 本実施要領に記載がない事項については、双方協議の上、これを定めるものとする。
- (2) 本プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、すべて提出者の負担とする。
- (3) 各種申請書類の交付は、直方市ホームページよりダウンロードすること。
- (4) 提出書類受付後の書類の差替・返却・再提出は認めないものとする。

21 問い合わせ先（担当部署）

〒822-8501

直方市殿町7番1号

直方市 健康長寿課 高齢者支援係

電話番号：0949-25-2391

電子メールアドレス：n-korei@city.nogata.lg.jp